令和7年10月21日

第3次丹波篠山市環境基本計画案(答申案)に係る書面決議の結果について

令和7年 10 月 9 日付で依頼をさせていただきました第 3 次丹波篠山市環境基本計画案(答申案)に係る書面決議について、下記のとおり結果を報告します。

記

1．議題　第3次丹波篠山市環境基本計画案(答申案)について

2．結果　第3次丹波篠山市環境基本計画案(答申案)について
【承認します：14 ・ 承認しません：0】

丹波篠山市環境審議会委員 20 名中、14 名の委員から回答書の提出があり、審議会成立条件である「委員の過半数」を超えているため、書面決議は成立となりました。丹波篠山市環境審議会規則第 4 条第 3 項に基づき、提出された回答書のうち、過半数の賛成をもって本件は可決されました。

3．提出された意見

1	P30、③(２)ですが(今後でもよいので)「環境教育・環境学習」を「環境学習」に１本化して用いた方が、一般的には分かりやすいかと思います。
2	・目次に　基本編‥‥‥‥　1 実践編‥‥‥３９　　をいれたらどうでしょうか ・P29 の幹の部分は 基本方針ⅰ　環境でまちをよくする人 基本方針ⅱ　丹波篠山らしいもの　　としたらどうでしょうか